

# 日教組・人権教育指針

## 日本教職員組合

### 一、人権教育指針をつくるに当たって

#### はじめに

(1) 日本教職員組合は、一九九〇年六月、高知大会において重要な運動方針の一つとして、「子どもの権利条約早期完全批准」を決めるとともに、組織内に「人権教育推進委員会」を設置し、「人権教育指針」を策定することを議決しました。

(2) 人権教育は、平和・民主教育の重要な柱です。

人権教育は、教育のすべての領域においてとりくまれなくてはなりませんし、教職員は子どもたちとともに人権意識を確立し、自他の権利を守ることの大切さを自覚していく教育実践をすすめる必要があります。したがって人権教育は、差別の現実から離れ、反差別の具体的課題を欠いては成り立ちません。人権教育を行うにあたっては、その目的が人間の尊厳の尊重

にあるのですからまず私たちが差別問題にかかわってどんな認識の状況にあるかが問われています。差別をとらえる鋭い感性と、差別を許さないとする厳しい自覚がまず問われるわけですが、そのことについて教職員は弱さをもっていることは否めない事実です。

たとえば部落解放をめざす「同和」教育について考えたときにもそれはいえます。

「同和对策審議会」答申（一九六五年）は、「部落問題は日本国民の一部の集団が、現代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」「（部落）問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」として、部落問題の性格を明確に述べ、その解決への努力を呼びかけるものでした。

しかし、それがすべての教職員の課題とならず、すべての学校における教育課題となっていない現実があります。

教育現場における差別事件が問いかける課題に 대응することや、社会にでていく子どもたちに対する「就職差別」を許さないとりくみなど、部落解放運動や「同和」教育運動によってすすめられてきた実践と成果について、それらがすべての教職員に十分に認識されているとはいえません。

部落問題は決して身近に被差別部落があるとか、ないとかの問題だけでなく、私たち一人ひとりの、差別の認識にかかわる問題なのです。

人権教育をすすめるにあたっては、あらゆる差別問題について、教職員自らがそれぞれの差別と自己のかかわりをとらえていくことが求められます。

差別や疎外を受けている子どもたちとの深いかかわりをもつ教育活動のなかから、私たちの認識が糾され、鍛えられていきます。そしてその子どもたちが提起する願いにこたえ、被差別の中で、したたかに生きる保護者・人々の現実と生き方に学び教育課題を見いだしていくところから教育実践が始まります。

そこから人権教育は確かなものとなっていきます。

(3) 日本政府は、民主的な運動の高揚を無視して、これまで「人権」問題にかかわるこの種の「国際的なとりきめ」については、きわめて消極的で、その「批准」を引き延ばすということの当然のことのようにしてきました。

たとえば、国際人権規約は批准までに一三年（最も大切な「公休日の報酬」「ストライキ権の原則的付与」「高等教育の漸進的無償化」の三項目を留保して）、女性差別撤廃条約批准

には六年もかけているなどの実例がそれを示しています。しかも、これらの「国際的なとりきめ」に関して、「関係国内法」を「国際的水準」に見合うように改正したり、関係諸制度の改訂をしなければ、それが具体的有効性をもたないのに、それらの「整備」を怠り、その「国際的なとりきめ」の精神を形骸化・空洞化させるなどの不誠実な態度をとることさえ、決してまれなことではありません。

国際人権条約批准と関連する「男女雇用機会均等法」についていうならば、日本政府は国際的な流れに全く逆行する施策を講じ、意図的にこの法律の実効を減少させるような策動をかさねてきています。

それは、労働省が労働基準法の中で保障されていた女性の既得権を剝奪しようとしたり、文部省が「女性差別撤廃の基盤となる学校教育の平等」にかかわる「家庭科の男女共学必修」についてこれを「選択制」にしようとしていることで明らかです。

(4) 私たちが最も関心をもっている「子どもの権利条約批准」については、これまでと違って、国内外の人権問題に関する運動の高揚もあって、政府は早期批准をせざるをえない状況になってきています。しかし、政府の対応は日本に対する国際的批判を回避するために、早期に批准を成立させて体裁だけをとりつくりうとする危険性があります。

(5) それにしても日本政府が、どうして、このように「差別の撤廃」人権擁護の立場に立ち切ろうとしないのか——について

は、日本の現体制と深くかかわっているわけですが、それは別項（人権に関する国際的潮流はどうなっているか③）で詳述することとします。

真の「人権の確立・拡充」のためには、できるだけ広汎な民主勢力を結集しつつ、政府に対し、人権擁護のために積極的にとりくむ姿勢を求め、そして、まず何よりも学校教育の実践を通じて、人権の確立をめざしていかなければなりません。

以上の基本的認識に立って、日本教職員組合は、その教育実践運動の中核となるため「人権教育指針」を定めると決定したのです。

### 人権教育と日本社会の現実

- (1) 憲法第一四条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と「自由と平等」「差別の撤廃」を明示していますが、ここに例示されている「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」の相違による差別のみならず「差別」は、実態的にも、心理的にも、日本社会の中に根強く温存されています。
- (2) とりわけ、この憲法第一四条第一項中の「経済的に差別されない」という内実は、現実社会にあつては、途方もない貧富の差が歴然と現存しており、多くの国民にとっては、まさに空文に等しいといわねばなりません。
- (3) また「帝国憲法」が「日本国憲法」に変わり、「天皇」の地

就学の機会が経済的に恵まれない低所得の家の子どもたちには閉ざされていることに大きな問題があります。

- (5) こういう日本社会の中で支配的に存在する通念からみれば、学業成績やスポーツ、あるいは多様な芸能などの教育に合わない——その典型としての障害児・障害者は、一九七九年の「義務化」以前に露骨にみられたように「学校教育」の場でさえ除外されてきました。

また、「義務化」以降も本質において全く変わらず、地域の学校からの分離・分断された教育が一層強化されています。

- (6) こういう日本社会における「学校教育」「子どもの教育」に関わる価値観は、本来的には、国民の一人ひとり（あるいは父母・保護者）の中には存在するはずもないものです。

勉強ができて、できなくても、スポーツができて、できなくても、他人に対してやさしい配慮がもてるそうめいな子どもとして、みんなそれぞれ平和に幸福な生涯がおくれるように——という「子どもに対する願い」こそ本来的に、国民がもっている思想です。そういう本来的な教育にかかわる思想・価値観がゆがめられ、そのため、いま子どもたちの人権が抑圧されているのです。

- (7) 女性差別は歴史的・社会的につくり出されたものであり、戦前には家父長家族制度の中で徹底した良妻賢母教育が行われてきました。戦後、法制度上では、男女平等が明記されたものの「男は社会、女は家庭」の性別役割分業意識は根深く、今なお家庭・学校・社会の中で女性差別がまかり通っている状況にあ

位も「元首」から「国民統合の象徴」に変わりましたが、国民大衆の中における「天皇制イデオロギー」（国民各階層のヒエラルヒーの頂点に天皇をおくという）は、いまだに根深く残っています。そしてその対称的な位置に被差別部落を置いているという思考（差別意識）も、意識されようが、されていまいが、天皇制と必然的な脈絡をもちながら生きつづけています。

- (4) わが国においては、一九四七年の「教育基本法」、一九五一年の「児童憲章」という「子どもの人権と教育」に関する秀れた理念が示されています。にもかかわらず、いま子どもたちは、この理念よりもはるかにかけ離れた「生活と教育環境」にあることを余儀なくされています。そして、学校教育の中では、幼稚園から小・中・高・大といずれも学業成績が優秀だということが第一義的に重視されており、そのコースに乗ることが最大に尊重されるという「差別選別」体制内に子どもたちは追いつまれています。学校教育は、差別に満ちた現体制の補強のために加担しているという側面を否定できません。その一方でことさら「個性の尊重」が強調され、スポーツ、多様な芸能関係に位置づく指向もありますが、これと本質的には、それぞれのコースが、子ども・青年の将来の社会的地位、所得などと有効に結びつくという価値観でのみ考えられがちです。

つまり、学校教育における一定のコースを経た者こそが、将来それにふさわしい所得、社会的地位が保障されるのだという「学校教育」に関わる社会通念が日本社会では支配的であり、まさに、それが学歴社会と呼ばれているわけです。しかもその

ります。特に労働の場では、女性たちの労働権確立の努力にもかかわらず女性差別が改善されていません。

- (8) このように、現日本社会体制において、「差別」そのものがいかに周到、巧妙に用意されつづけてきたか、きているかを構造的に見抜く力量を、教職員がもたなければ、人権教育は有効に機能しないということをまず知るべきです。

たとえば、特定の勢力がこの「差別体制」維持において、学校教育の基盤になる教職員の労務管理において、どんなに巧妙な差別分断のしかけを用意しつづけているか、それは、次のような制度、施策においても明らかです。

学校には、法律・条例・規則等で定められた「身分」（本雇用・臨時雇用・非常勤、賃金職員）や職種による、さまざまな賃金・労働条件・労働内容の格差が設定されています。また「管理職等の範囲を定める規則」や「学校教育法」「教特法」等々の規定によって、それぞれの職種に関する権能に差異が設定されていますし、さらに「初任給昇格昇給等に関する規則」によるところの「勤評」が行われており、これが、賃金にまで援用されるという実例も存在しています。また、「人確法」による「教育職以外」との賃金格差、さらには、学校教育法施行規則、学校管理規則、給与条例の改悪などを背景にするところの「主任制」等々が強行導入され、「人権教育」を遂行するための基盤になるところの教職員集団そのものが、すでに、差別分断を受け、差別思想等によって差別体制の中に組み込まれているわけです。人権教育をすすめるにあたっては、権力が積

年にわたって周到に用意し、教職員にしかけた差別に教職員一人ひとりが気づき、さらに反差別のたたかいと結びあつてこそ私たちが教職員への差別分断をはねかえせることから、ともに連帯する運動の構築が重要であることを教職員集団として自覚することが大切です。

(9) つまり自己の生育歴に対する内省もなく、巧妙に配置された差別に鈍感な、それ故に管理された教職員集団では、子どもに対する真の人権教育は成立しないというわけです。管理された教職員集団からは管理教育しか生まれず、人権教育は推進されません。これらの状況をふまえ、不断に職場の民主化がはからなければならないと。

(10) この人権教育推進のとりくみをしようとするとき、これまでの日教組運動や教研活動の総点検も必要となります。また、女子教育問題、平和教育、障害児教育、在日朝鮮人・中国人教育をはじめとする外国人教育、反差別人権教育など総合的な見直しも必要です。

さらに反差別人権確立のためにたたかっている部落解放同盟をはじめ各民主団体との緊密な連携も当然必要となります。

(11) 今こそ私たちは、人権感覚を磨き、おとな・子どもの区別なく、人間を人間として尊重し、豊かな社会形成に最大の努力を払うべきときがきていることを実感すべきだと言えます。

#### 人権に関する国際的潮流はどうなっているか

人権の歴史は、日本国憲法第九七条のいうように「人類の多年

にわたる自由獲得の努力の成果」の歴史であり、その記録が様々な権利宣言（人権宣言）です。

(1) 国連で「子どもの権利宣言」が出されて既に三〇年が経過した一九八九年一月二〇日、国連総会は「子どもの権利条約」を採択しました。八月三日批准国が早くも二〇カ国をこえ、九月二日国際条約として発効しています。

世界各国には、民族問題、経済問題、環境、飢餓、教育制度、家族構造、慣習、育児方法に至るまで、それぞれ国内的には様々な相違があり、この「子どもの権利条約」中に盛り込まれた前文と三部五四条から成る、

#### ① 差別の禁止

② 名前・国籍を得る権利

③ 子どもの意見表明権の保障

④ 難民の子どもの保護

⑤ 障害児の権利保障

⑥ 生活水準獲得の権利

⑦ 経済的搾取からの解放

⑧ 性的搾取からの解放

⑨ 虐待からの保護

⑩ 武力紛争における子どもの保護

等々の内容は、世界のいずれの国々においても、これをそのまま実行するとすると大変な問題となるわけです。しかし、それぞれの国内事情をのりこえて、全会一致でこれを採択しているのです。

それは、国内事情よりも、子どもたちの「権利侵害」をこれ以上放置することはできないとする国際世論が、一致した結論を出したことになります。

(2) 圧倒的多数者である黒人を圧倒的少数の白人が差別分断支配しようとする南アフリカのアパルトヘイト（人種隔離政策）は、国際世論の中で批判されつつけており、国際的な経済制裁措置さえ行われているところですが、日本政府は、これにも消極的です。

このアパルトヘイトへの批判、経済制裁措置を徹底するということは、その論理と措置の延長線上においては、日本社会に現存する

#### 部落差別

#### 障害者差別

#### 在日朝鮮人をはじめとする外国人差別

#### アイヌ民族差別

#### 女性に対する差別

#### その他諸々の差別

を解消することになり、現日本社会の差別実態・差別意識の解消に必然的に連動することになります。

(3) 在日朝鮮人をはじめとする在日外国人に対しての日本政府の対応は、様々な格差を配置し、納税の義務は押しつけるけれども参政権は保障せず、人権無視の指紋押捺を強制するなど国際的な常識に反したものです。こうした「日本政府による差別と

同化政策」は日本人の中にある外国人に対する（特にアジア）差別意識と排外思想を助長することに他なりません。

(4) 日本人は、日本社会の中に巧妙に仕組まれた「差別」を構造的に見抜き、権力の差別・分断支配に気づき、従って階級的自覚に立って、権力と対峙するという点で未だ極めて不十分です。権力の側から「人権確立」などを積極的にすすめるはずもありません。これが極めて図式的概括的に見たわが国における「人権」をめぐる状況です。

あらゆる差別の「社会的存在意義」は、本質的には圧倒的少数者が、圧倒的多数を支配しようとするところにあるのです。以上の状況認識に立って、日教組人権教育指針を定めます。

## 二、人権教育指針

日本教職員組合は、日本国憲法・教育基本法・児童憲章及び子どもの権利条約等に則り、日本社会の現状並びに子どもの教育環境の現実に立ち、人権教育の推進について次のような指針を定めます。

### 1 人権教育を推進するにあたっての教職員の基本的認識

- (1) 差別がなく、人権が尊重される社会を実現させるために、教育は極めて重要な役割をもちます。私たちはその教育に直接携わる者として、あらゆる予断・偏見・差別・抑圧を排するという自覚的認識にたちます。
- (2) 人権の確立と拡充は、人類にとって究極の英知であり、二一世紀には、その理想を実現させなければならないという確認に立ち、各職場、地域、家庭において、人権教育推進は教職員の主体的な任務であることを認識します。
- (3) 差別の現実深く学ぶとき、教職員は自らもまた差別構造・差別意識の中で育ってきたという内省を必然的にもつこととなります。この自覚的認識を人権教育推進の基盤におきます。
- (4) 子どもたちの教育をめぐる環境は、すでに放置することができないほど荒廃していますが、その荒廃要因を構造的に分析できる力量を、教職員は個人的・組織的に蓄積することに努めます。

- (5) 子どもたちの切実な願いに充分応えていかなくはなりません。教職員は人権教育推進のための力量を不断に蓄積し、豊かな教育内容の創造に努めます。
- (3) 現在の学校においても、子どもたちと教職員間の溝は非常に深いものがあります。この溝を埋め、いま子どもたちが、どのような差別の現実の中で苦悩をつづけているかについて、教職員が一定の認識をもつには、子どもとの日常的な接触がどうしても必要となります。そのために人権教育推進のための基盤として、教職員は、子どものもつ悩みの内奥や感性にまで迫り共感ができる実践を重ねるものとします。
- (4) 教職員の自主編成による「人権教育」のためのカリキュラムに資するための諸資料を日教組として用意し、教職員が地域の人々と手を結んで人権教育をすすめることができるよう教育現場への支援をするものとします。
- (5) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のとりにくみを阻害する要因として、基本的には学級定員数の多さなどに起因する教職員定数の不十分さや、他の諸々の要因によって多忙化を余儀なくされていることや労働条件の劣悪さ及び教材費、旅費、日当など教育予算の行政的保障の不足等々があります。これらの諸課題を職場・支部・県本部で集約し、行政当局に鋭く提起するとともに、日教組は対政府交渉を強化し、人権教育推進のための条件づくりにつとめます。
- (6) また、各職場では、実践を充実させるために少なくとも年間「人権教育の総括」を行うとともに、次年度以降の実践を一

- (5) 子どもに対する人権教育は教職員自らの人権確立の闘いと密接不可分であることを自覚し、教職員の団結を促進するために努力します。

### 2 人権教育推進のための教育内容と方法の創造

- (1) 子どもの人権の確立のためには、具体的には、被差別部落出身の子ども  
障害をもつ子ども  
在日朝鮮人をはじめとする外国人の子ども  
両親や保護者・肉親のいない子ども  
アイヌ民族の子ども  
女の子ども  
貧困な家庭環境の子ども  
その他諸々の被差別の状況にあることを余儀なくされている子ども
- (2) そのとりくみの重要な目的の一つは、被差別の状況から子どもたち自らが力をたくわえ、自立して行くようにすることです。そのため教職員は、子どもをなまじりや自治活動を十分に保障しなければなりません。さらに、社会的自立のためには進路選択の自由は不可欠のことです。学力保障と進路保障への

層充実させるものとします。

支部・県・全国教研・日教組主催の種々の研究会で人権教育に関する実践交流を活発に行うこととします。さらに教職員は全国同和教育研究会(主催全国教)・全国在日朝鮮人教育研究会(主催全朝教)等反差別のためにたたかっている民主団体の研究会等に積極的に参加し、実践交流をはかります。

### 3 人権教育推進のための態勢づくり

- (1) 日本教職員組合は、本部内に「人権教育推進委員会」をつくり、人権教育指針にもとづく、各県教組・高教組の人権推進のためのセンター的役割をするものとします。
- (2) 各県教組・高教組本部並びに同各地区支部・分会にもすべて「人権教育推進委員会」を設置します。
- (3) この人権教育推進委員会は、人権教育に関する教育内容の創造と具体的実践の推進・総括等の中心的役割をもつものとして、また、校務分掌においても同様の発想に立つ推進態勢をつくるよう努力するものとします。
- (4) その構成については、各実態によるものとしますが、各段階での「推進委員会」は相互の連携を深めます。その実践交流は、職場・地区支部・県教研で行うものとします。各職場・地区支部への活動並びに集会等に対し県本部から支援します。また各県本部に対する日教組からの強力な支援をはかるものとします。

(5) 日教組・各県本部は、反差別のためにたたかっている全国同和教育研究協議会・部落解放同盟をはじめとする各研究団体、民主団体との連携を一層強化し、ユネスコ等の国際的動向もふまえてこれらの団体からの人権教育推進にかかわる提起や保護者・地域の意見を謙虚に受け止め、主体的判断に立ち、それを「人権教育推進」の方法、内容に反映して行くものとします。

#### 日教組人権教育推進委員一覽

委員長	渡久山 長輝(日教組)
副委員長	岩井 貞雄(大阪)
事務局長	島 修身(日教組)
委員	及川 隆(北海道)
	荒井 源興(福島)
	川向 末男(東京)
	渡部 良一(新潟高)
	西村 篤(三重)
	大久保 庄造(兵庫)
	小寺 好(広島高)
	門田 権四郎(高知)
	福井 宏治(長崎)
	永松 義博(福岡高)
	寺澤 亮一(全同教委員長)
	荒木 康雄(事務局長)
	塚本 裕之(日教組)
	酒井 富子( )
	坂口 歳雄( )
	池田 芳江( )
	小川 恭司( )
	志沢 小夜子( )
事務局	